

# 確定申告・町県民税の申告

2月16日  
▼  
3月16日

## 期間中に正しい申告を

申告には個人番号（マイナンバー）と身分証明書などが必要です。

※身分証明書は、マイナンバーカード、運転免許証などです。

マイナンバーカードをお持ちの方は、カードのみで受付が可能です。

この申告に基づき、令和8年度各税額・保険料などを計算することになります。未申告の場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられないほか、所得などの証明書が発行できませんので、必ず期限内に申告してください。

日野町では、確定申告において受付した内容を国税庁へ電子送信する方法を導入しています。

◆申告が必要な人※下記以外でも申告が必要となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる人
- ②株式などの配当、保険などの返戻金、家賃、地代などの収入、不動産などの資産を売却しその収入がある人
- ③給与所得者で、年末調整をした人は申告不要ですが、次のような人は申告が必要です。
  - 2人以上から給与を受けている人
  - 年末調整した給与以外に収入（年金を含む）のある人
  - 医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人
  - 同時に年金を受給している人
- ④公的年金所得のみの人で、次に該当する人
  - 障がい者控除や生命保険料控除、医療費控除などの所得控除を受ける人
  - 公的年金を複数受けている人
  - 個人年金などを受けている人

◆申告に必要なもの（該当するものは必ず持参してください。詳しくは下記までお問合せください。）

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）
- ②税務署から確定申告についての「お知らせはがき」「お知らせ通知書」「申告書」などが送付された人、ID・パスワードの発行を受けた人は、そのはがき又は申告書などの書類、通知書
- ③事業所得や農業所得などがある人は、収入金額および経費の内訳（収入明細や領収書など）

※営農口座がある人は、通帳や明細票を持参してください。

- ④給与、年金などがある人は、源泉徴収票

- ⑤医療費控除を受ける人は、1月～12月に支払った医療費の領収書・保険者から送付された明細書、保険などで給付された金額の明細書

※医療費の領収書は、事前に人別、医療機関・薬局別に整理しておいてください。

※通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制の適用が受けられます。

領収書のほかに各種健診（検診）の結果通知表を持参ください。

- ⑥国民年金保険料の控除を受ける人は、年金機構から送付される社会保険料控除証明書

- ⑦生命保険料控除、地震保険料（旧長期損害保険料）控除を受ける人は、支払った保険料の証明書

- ⑧寄附金控除を受ける人は、寄附金の証明書

- ⑨山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書。公共事業で買収があった人は、買取り証明書など。

- ⑩株式などの配当や譲渡所得がある人は、支払通知書などの証明書など

- ⑪還付金受取口座のわかるもの（マイナンバーカードに登録済の口座と同じ人は不要）

- ⑫住宅ローン控除を受ける人は、関係書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※印かんは不要ですが、所得税の納付方法を口座振替にされる場合は、金融機関の届け出印が必要です。

### 申告受付のお知らせ【予約先】役場住民課（電話 0859-72-0333）

- ・申告期間中の地区ごとの日程は次のとおりです。混雑を避けるため、なるべく該当する日にお越しください。
- ・全地区の事前予約日2月16日（月）と3月3日（火）は、事前に予約した人のみの受付とします。前開庁日までに事前予約すると、待ち時間なしで受付ができます。なお、当日受付は行いませんのでご了承ください。希望時間が重複した場合は、受付順とさせていただきますので、お早めに予約ください。電話の際は希望会場、希望時間、申告内容をお伝えください。

## 令和7年分 確定申告・町県民税申告 日程

※要予約日（2月16日、3月3日）は、事前に予約された人のみ受け付けさせていただきます。

※3月16日を過ぎると、日野町役場では受付ができませんので、期間中に申告してください。

期日	地区名	受付時間	場所
2月16日（月）	全地区の事前予約日 ■要予約（電話72-0333） ※2月13日（金）までに予約された人のみ受付 【午前】8:30～11:30 / 【午後】13:00～15:30		
2月17日（火）	【午前】根雨1区、貝原 【午後】野田		
2月18日（水）	【午前】下榎1区、榎市 【午後】根雨2区、秋繩		
2月19日（木）	【午前】舟場 【午後】根雨3区、上本郷		
2月20日（金）	【午前】高尾、後谷、金持 【午後】板井原、別所、小原		
2月22日（日）	休日申告 全地区	【午前】8:30～11:30 【午後】13:00～15:30	町山村開発センター 開場 8:15
2月24日（火）	【午前】根雨6区、三土 【午後】門谷、三谷1区、三谷2区		
2月25日（水）	【午前】津地、下本郷 【午後】下榎2区		
2月26日（木）	【午前】根雨4区、根雨5区 【午後】濁谷、安原		
2月27日（金）	根雨地区の補足日		
3月2日（月）		会場移動および機器保守のため受付はできません	
3月3日（火）	全地区の事前予約日 ■要予約（電話72-0333） ※3月2日（月）までに予約された人のみ受付 【午前】8:30～11:30 / 【午後】13:00～15:30		
3月4日（水）	【午前】黒坂1区 【午後】下黒坂、根妻		
3月5日（木）	【午前】久住 【午後】黒坂2区		
3月6日（金）	【午前】諫訪、漆原 【午後】黒坂3区、下福長		
3月8日（日）	休日申告 全地区		
3月9日（月）	【午前】黒坂4区 【午後】小河内	【午前】8:30～11:30 【午後】13:00～15:30	町公民館 開場 8:15
3月10日（火）	【午前】黒坂5区、下菅 【午後】下上菅、中上菅	【午後】13:00～15:30	
3月11日（水）	【午前】黒坂6区、近江・畠 【午後】中菅、中菅中央		
3月12日（木）	【午前】黒坂7区 【午後】上上菅、井ノ原		
3月13日（金）	黒坂地区の補足日		
3月16日（月）	全地区の補足日（町申告最終日）		